(社)滋賀県造林公社・(財)びわ湖造林公社 特定調停第3回期日の概要

- 1.日 時 平成20年3月6日(木)午後1時30分~午後2時45分
- 2.場 所 大阪地方裁判所 第二別館3階 第6債権者集会室
- 3.出席者
 - (1)(社)滋賀県造林公社

申立人 滋賀県造林公社専務理事、代理人弁護士 ほか 相手方 10機関(全員出席) 滋賀県からは、森林政策課長、代理人弁護士 ほか

(2)(財)びわ湖造林公社

申立人 びわ湖造林公社専務理事、代理人弁護士 ほか 相手方 2機関(全員出席) 滋賀県からは、森林政策課長、代理人弁護士 ほか

4.概要

- (1)公社代理人弁護士から相手方への説明等
 - ・ 下流団体からの質問等について、文書により回答が行われた。
 - ・ 滋賀県に対して、下流団体から出されている意見等について、具体的な検討を行うよう要請している旨の説明があった。
- (2)本県代理人弁護士から調停委員への説明(個別聴取) 下流団体からの意見に対しては、滋賀県として真摯に検討を行っ ている旨の説明を行った。
- (3)農林漁業金融公庫代理人弁護士から調停委員への説明(個別聴取) 農林漁業金融公庫からは「滋賀県の損失補償があるので、公庫と しては、債務の減免を論ずべき立場にない。」、「滋賀県が損失補償 後の債務を譲り受けることを前提に、本調停において滋賀県が申立 人との間で債務額減額等の協定を行うことに全く異存はない。」と 意見の表明があった。
- 5.次回以降の調停期日

第4回期日 平成20年4月21日(月)午前10時から

第5回期日 平成20年6月18日(水)午後 3時から

第6回期日 平成20年8月 5日(火)午後 1時30分から